

仕様書

1 件名

キャッシュレス決済導入業務委託（科学館）

2 業務目的

券売機の支払い手段に、キャッシュレス決済を導入することにより市民サービスの向上、業務の効率化及び行政のデジタル化を図る。

3 業務内容

キャッシュレス決済に伴う指定受託納付及びそれらに必要な機器の調達と、券売機の設置及び集計システムの構築業務。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約日からこの期間の中途において当該契約を変更又は解除することがある。

※令和6年9月9日～13日までの間に機器を納入すること。

※キャッシュレス決済の開始月について、具体的な日程は、発注者と受注者との間で協議のうえ決定する。（運用開始は9月14日からを予定）

5 設置場所 川口市立科学館（埼玉県川口市上青木 3-12-18 SKIP シティ内）

6 台数 2台

7 調達機器類

(1) 機器仕様

①画面	タッチパネル式
②外形寸法	幅：900mm 以下 奥行：600mm 以下 高さ：1800mm 以下 ※躯体へのボルト打ち込みは不要だが、転倒防止対策を講ずること。
③操作	前面扉式 ※前面から画面操作、釣銭補充、売上集計が可能なもの

④使用金種	紙幣：1万円、5千円、2千円、千円 硬貨：500円、100円、50円、10円 ※2024年発行の新紙幣に対応していること ※新500円硬貨に対応していること ※硬貨は4種すべて還流式であること ※現行の収納庫容量は次のとおりである。 1万円、5千円、千円は200枚以上、2千円は20枚以上。 500円、100円、50円、10円は300枚以上。 ※提案書に、提案できる収納庫容量を記載すること。
⑤両替	両替できる金種の設定は担当者と協議すること。
⑥電源・電圧	AC100V±10% 50Hz/60Hz
⑦決済方法	① 現金 ② 電子マネー ③ クレジットカード ④ QRコード ※②～④は1ユニットの端末で決済対応が可能であること。 ※決済ユニットが搭載できること

(2) キャッシュレス決済

受注者は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となり、以下の要件を満たすことが可能であること。なお、券売機設置事業者と決済代行事業者が異なる場合は、共同で企画提案を行うものとする。

ア キャッシュレス決済は、以下の決済ブランドを取り扱うことができ、1社で取りまとめ対応が可能であること。また、表記されているブランド以外が取り扱える場合、併せて提示すること。

※取りまとめは可能であるが、発注者が直接契約する必要があるものは除く。

(ア) クレジットカード

以下を必須とする4種類以上のブランドに対応すること。

V I S A、M a s t e r c a r d、J C B、
A M E R I C A N E X P R E S S

(イ) 電子マネー

以下を必須とする交通系5種類以上、流通系5種類以上のブランドに対応すること。

～交通系～

S u i c a、P A S M O

～流通系～

WAON、iD、楽天E dy、n a n a c o、Q U I C P a y

(ウ) QRコード

以下を必須とする6種類以上のブランドに対応すること。

P a y P a y、a u P A Y、楽天ペイ

- イ キャッシュレス決済機器は、券売機に対応していること。
- ウ 納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いとする「立替払方式」で対応できること。
- エ キャッシュレス決済による収入は、決済手数料を差し引くことなく、発注者が指定する口座へ一括で入金すること。(なお、入金する際の手数料は指定納付受託者の負担とする。)
- オ 集計は月末締めとし、翌月末までに入金が行えること。
- カ クレジットカード利用時の分割払い、リボルビング払いの取扱いを行わない対応が可能であること。
- キ 決済手数料は、指定納付受託者から請求書を受理したのちに支払う対応が可能であること。また、支払い期日を設ける場合は請求書の発行日から3週間以上空けること。
- ク キャッシュレス決済は券売機に無線インターネットに接続出来る機器環境を整えること。
※科学館はLAN線の敷設有りのため、無線対応は必須ではないものとする。
- ケ インターネットを有する無線Wi-Fi環境を保持する為、停電発生時も電源供給を可能とすること。
- コ インターネットを介して遠隔メンテナンス機能を有し、リアルタイムで券売機のメンテナンス監視が出来ること。
- サ 機器の導入にあたっては、キャッシュレス決済に係るコスト及び手数料等を示すこと。
- シ 利用開始月については発注者と協議するものとする。

(3) 多言語対応

多言語での表示切替ができること。

※提案書に対応可能言語を明記すること。

(4) 発券

専用の印刷済みロール紙に印字出来ること。

ア 用紙 感熱ロール紙を使用し、科学館オリジナルデザインとする。(現行幅 57.5mm×長さ 30m 印刷済チケット)

イ 印字内容： 価格、任意文字、発行者名、発行時刻、日時、発券番号、その他

ウ 発券寸法： 80～125mmに対応できること。

エ 印字文字種 英数字、ひらがな、カタカナ、記号、漢字 (JIS 第一／第二水準)

- オ 印刷済券に印字ができること。
- カ 印字内容の設定変更を職員が容易に行えること。

(5) メニュー画面

- ア 納入時のメニュー画面は担当者と協議し作成すること。
- イ メニュー画面では複数の券種が1画面に表示できるようにすること。1画面に表示しきれないときは、項目ごとに必要なすべての画面展開できるようにすること。
(例：一般、団体、大人、小中学生、減免、無料、年間券等)
- ウ メニュー画面の設定変更、画面デザインを職員が容易に行えること。
- エ メニュー画面の設定変更のインストールが、事務室からインターネットを介して何時でも行えること。
- オ 設定に必要なソフト等の導入費用及びソフト使用料は機器の導入料金に含み、ランニングコストが発生しないこと。
- カ リアルタイムで残席数が確認できること。なお残席数の確認は、券売機2台で共有されること。

(6) 集計機能等

- ア 券種別グループ集計、時間帯別集計、入出金情報を有すること
- イ 各集計データはCSV (excel) ファイルにて出力できること
- ウ 券売機本体での操作とは別に、事務室にて職員が各集計情報をクラウド上でリアルタイムにPCで確認ができること
- エ 出力フォームは担当者と協議し作成すること。

(7) その他

- ア 機器のトラブル発生時に事務室において、PCでトラブル内容の確認ができること。
- イ 障害通知 本体内部での障害発生時、わかりやすく外部に表示ができること

8 セキュリティ対策

住民の資産を最大限保護するため、世界最高水準のセキュリティ基準とされる「PCIP2PE(PCI Point-to-Point Encryption)ソリューション」認定を取得または同等かそれ以上のセキュリティを有する、カード情報を端末に残さないマルチ決済端末とする。

9 機器の保守・研修・サポート

- (1) 施設の開館時(9時30分～17時：土日祝を含む)に機器の不具合が発生した際は、常時対応できるサポート体制を構築すること
- (2) 操作説明書及び各種マニュアルを書面(各2部)及び電子データで納品し、機器設置

後迅速に操作説明会（研修会）を実施すること。

- (3) ソフトウェアのバージョンアップは保守の範疇とし、無償対応できること。
- (4) ソフトウェアのバージョンアップや画面の構成変更等を行う場合には、事前に発注者に報告すること。ただし、バージョンアップによるプログラムリリースや配付は、機器の運用に支障がないよう実施すること。
- (5) 保守・運用サポート体制については、企画提案書にて提案を行うこと。

1 0 機器の設置納品等について

- (1) 機器等の搬入及び設置費用は受注者の負担とする。なお、正常な状態で使用できるように、機器の設置・動作確認等を考慮し十分な余裕をもって搬入すること。
詳細については、発注者と協議すること。
- (2) 契約締結後に作業計画、作業体制、連絡先等を記した書面を提出すること。
- (3) 搬入・設置時の発生材及び梱包材等は納入者が責任をもって引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
- (4) 券売機設置に伴う設置工事及び必要に応じて意匠装飾工事を施すこと。
- (5) 搬入・設置時は十分に安全に配慮し、怪我の無いよう行うこと。事故が発生した場合はただちに必要な措置を講じるとともに発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 建物・設備を傷つけないこと。なお、万一損害が生じた場合には、受注者の責任において現状に復旧すること。
- (7) 機器の設置の際、既存機器（2台）の撤去及び処分方法について提案すること。
※原則、撤去及び処分費用は受注者の負担とする。

1 1 支払い方法

- (1) 導入経費については、納入完了後、一括払いとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 運用等経費（毎月かかる費用のうち、固定のもの）は運用開始月から令和9年3月分までを受注者が一括で請求でき、発注者が令和6年度中に一括で支払うことが可能であることが望ましい。
※対応できない場合は、前月分の経費を翌月に請求するものとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 決済手数料については、前月分の手数料を翌月に請求するものとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (4) 上記（2）（3）について、支払期日を設定する場合は、請求書の発行日から4週間程度空けること。

1 2 見積価格（積算価格）の算出について

- (1) 下記に係る見積を算出し、参考見積書（様式第6号）及びそれぞれの内訳について、

参考見積内訳書（様式第6号別紙1、第6号別紙2）に記載し提出すること。

- (2) 導入経費は、券売機の数量及び設置場所について、搬入・現地調整（設定・操作教育・本番立合）価格を含んだ金額を算出すること。また、機器のほか、選定した指定納付受託者となりうる事業者のサービス利用に伴う機器の初期設定に係る費用を合算したものとすること。ただし、外税とし、消費税及び地方消費税は除くこと。
- (3) 運用等経費は、運用開始月（令和6年9月）から令和9年3月分までの間に必要な全ての費用を計上し、必要な項目ごとに分けて算出すること。ただし、一括請求が不可能な場合は月額も可とする。
- (4) 決済手数料については、下記の対象となる収入一覧を参考に、対応可能な決済ブランド及び手数料率を決済手数料内訳書（様式第7号）に記載し提出すること。

施設名	取扱い科目	単価	年間件数	年間売上
科学館	2科目	50～	72,478件	15,336,900円
	・入場料	410円		
	・観覧料			

（令和4年度実績）

1.3 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (6) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
- (7) 納入する機器については全て新品であること。
- (8) 機器の運用にかかる消耗品については、施設の負担とする。
- (9) 天災、事故ならびに受注者の故意、過失によらない損害が物件に生じた場合、物件の補充方法は発注者と受注者双方で協議し、誠意を持って対応すること
- (10) 本仕様書に記載のない事項または本契約履行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定すること